



令和6年度 年末年始無災害運動 標語
今年もやります！ 基本作業の徹底
年末年始も無災害



～12月1日から令和7年1月15日までは

令和6年度 年末年始無災害運動期間です～

皆様には、日頃より広島県労働基準協会並びに三原支部の活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、12月1日から令和7年1月15日までは令和6年度 年末年始無災害運動の期間となっています。

この年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるように、事業場等の取り組み促進を図る趣旨にて昭和46年から始まった運動です。

皆様方の職場においても、この運動を積極的に取り組んでいただき、無事故・無災害で年末年始を過ごし、明るい新年を迎えてください。

◇第83回(令和6年度)全国産業安全衛生大会が開催される◇

去る11月13日(水曜日)から15日(金曜日)の3日間、広島市において「全国各事業場における産業安全、労働衛生の関係者が一堂に集い、労働安全衛生にかかる功績者に対する表彰等を行う式典や事業場からの研究発表、最新の安全衛生の課題に対応した講演等を通じて産業安全、労働衛生の推進向上を図り、もって労働災害防止に寄与する。」ことを目的として、中央労働災害防止協会が主催する第83回(令和6年度)全国産業安全衛生大会 in 広島が開催されました。

大会は「変わる時代に 変わらぬ誓い 安全・健康・平和な未来」をテーマとして、13日は広島県立総合体育館において総合集会、14日、15日は10の分科会が開催され、約9,100名の参加者を得て盛会裡に終わりました。

特に、一部の分科会では立ち見が出るとともに、次の研究発表等を聞くための長蛇の列ができるなど、多くの参加を見ることができました。

また、同一の期間に広島県立広島産業会館において「安全衛生保護具や作業環境改善機器等の展示を通じて、職場における安全衛生水準の向上を促進し、労働災害のない、働く人の心身両面にわたって健康で快適な職場環境の形成に寄与する。」ことを目的として実施された「緑十字2024-働く人の安心づくりフェア」は、187社・団体による出

展にて576のブースが設けられ、14,754名の来場者を見て盛会のうちに終了しました。

この大会に参加いただきました会員事業場の皆様、誠にありがとうございました。また、三原支部の参加要請に応じて参加いただいた会員事業場の皆様、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

◇令和6年度 年末年始無災害運動期間中です◇

令和6年12月1日から令和7年1月15日までの間は、令和6年度 年末年始無災害運動の期間となっています。

この運動は、厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるように、各々の事業場等における取り組み促進を図ることを目的に、昭和46年から展開され今年で54回目となります。

皆様の事業場において、運動実施要領（中央労働災害防止協会ホームページに掲載）にあります下記の実施事項を着実に励行されるなど無災害運動を展開していただき、皆で力を合わせて無事に1年を締めくくり、明るい新年を笑顔で迎えてください。

○ 事業場の実施事項

(1) 年末年始に実施する事項

- ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ② 安全衛生パトロールの実施
- ③ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
- ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

(2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- ① KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- ② 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ③ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ④ 転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑤ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑥ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑦ 過重労働をしない・させない職環境づくり
- ⑧ 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食事、運動等）に関する健康指導などの実施
- ⑨ 感染症拡大防止対策の徹底
- ⑩ 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- ⑪ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- ⑫ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

◇労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化されます◇

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は遅滞なく、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告（様式第23号）を提出しなければならない（労働安全衛生規則第97条）とされていますが、令和7年1月1日より労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化されます。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」が企業の皆様の届出作成の支援をされていますので、電子申請に当たってご活用ください。

◇外国人労働者安全衛生管理セミナーが開催されます◇

厚生労働省より（公社）東京労働基準協会連合会が受託した「外国人労働者における労働災害防止対策推進のための広報事業」として、外国人労働者を雇用する事業場を対象として、安全衛生管理のポイントを解説する「外国人労働者安全衛生管理セミナー」が11月より開催されており、下記日程で広島においても開催されます。

また、オンラインセミナーも令和7年2月12日（水曜日）に開催されます。

- 1 日 時 令和7年2月21日（金曜日） 14：00～16：00
- 2 会 場 （公社）広島県労働基準協会 林業ビル8F大教室
（広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル8F）

※ （公社）広島県労働基準協会のホームページにおいて詳細等が確認できます。中央上部「新着情報」内の「お知らせ」をクリック → 「お知らせ」を再度クリック → R6/10/15掲載の「外国人労働者安全衛生管理セミナー（広島会場）のご案内」の「詳細・お申し込みはこちらをご覧ください」で、セミナーの詳細、リーフレット、申込等についてご確認ください。

◇今後の三原支部関係行事予定◇

- ・ 令和7年1月24日（金曜日） 第2回幹事会、分会・部会実務担当者会議及び研修会
（三原サン・シープラザ第1研修室）